

建築物として取り扱わないビニールハウス等の手引き

令和 7 年 5 月 8 日策定
神奈川県環境農政局農水産部

I 新たな事務取扱いの策定の経緯と概要

1 これまでの取扱いの経緯

ビニールハウスを建築物として取り扱わないこととする規定については、平成 17 年神奈川県建築行政連絡協議会における「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」（以下、「H17 取扱い」という。）により、高さ 5 m を超えないもの、面積 3,000 m²以下のものと規定された（参考 1）。

その後、平成 25 年には農業生産者からの要件緩和の要望等に対応するため、農政部から一般社団法人日本施設園芸協会が定めた 3 つの基準（※ 1）に基づき設置されたビニールハウスについて、高さ 8 m、面積 5,000 m²を上限として平成 25 年 4 月農政部事務取扱いにより基準を緩和した（参考 2）。同時に県土整備局からは平成 17 年の基準をベースとして県所管区域（※ 2）においては農政部事務取扱いによる基準を上乗せすることが規定された（参考 3）。

○見直し前の規定と設置基準

ハウス上部の被覆資材の種類	設置規模		
	高さ 5 m 超えない 面積 3,000m ² 以下	高さ 5 m を超え 8 m を超えない 面積 3,000m ² を超え 5,000m ² 以下	高さ 8 m を超える 面積 5,000m ² を超える
ビニール (フィルム状)	設置基準： H17 取扱い	設置基準： H25 取扱い	
ガラス、硬質板 (板状)	設置基準：建築基準法		

- ※ 1 農業用施設に関する三基準 一般社団法人日本施設園芸協会 発行
園芸用施設設計施工標準仕様書、園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針
地中押し込み式パイプハウス安全構造指針
- ※ 2 県所管区域は下記の特定行政庁を除く市町村
横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、
厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市

2 これからの取扱いについて

これまで団体や市町村から、ビニールハウス等の取扱いについて、農業経営を目指す法人等の参入障壁となっているため、高さ、面積及び素材について弾力的な運営をするよう要望が複数あった。

これまでは一定規模以下のビニールハウスについて、建築物として取り扱わない規定を適用していたが、ビニールハウスの規模の上限を撤廃するとともにガラスハウスについても取り扱うこととする。

それら要望や農業技術及び建築技術の進歩や社会情勢の変化を受け、今後の農業の振興を図るため、平成25年4月農政部事務取扱いを改正し、県所管区域内の規定を見直す。

上記の令和7年4月1日付け県環境農政局農水産部取扱いの実施に関し必要な事項を次ページより定める。

○見直し後の設置基準

ハウス上部の被覆資材の種類	設置規模	
	高さ5mを超えない 面積3,000m ² 以下	高さ5mを超える 面積3,000m ² を超える
ビニール (フィルム状)	規定：H17取扱い	規定：農水産部取扱い 【前提条件・適用範囲】 1 三基準に基づく設置又は診断に合格した事を施設に掲示 2 不特定多数が利用しないもの 3 高さや面積の規模は問わない
ガラス、硬質板 (板状)	規定：農水産部取扱い別紙 【適用条件】 1 三基準に基づく設置又は診断に合格した事を施設に掲示 2 不特定多数が利用しないもの 3 施設所有者等が農業者等であること 4 農業用園芸施設で、仕様書の適用範囲の施設であること 5 高さや面積の規模は問わない	

農水産部取扱い：「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い

農水産部取扱い別紙：農業者等による農業用園芸施設の設置に係る取扱い

Ⅱ 農水産部取扱いの運用方法について

1 該当する規定の確認

ビニールハウスを建築物として取り扱わないこととする規定については、H17 取扱いに該当するか否か確認する。該当しない場合は、農水産部取扱いに該当するか否か確認し、該当する場合、次のとおり手続きを行い、施設の保守管理を行うよう努めるものとする。

2 手続き

(1) 施設所有者は、三基準に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示。

- ① 日本施設園芸協会が定めた三基準に基づき設置したものは、設置業者により三基準に基づき設置したことに係る説明文（様式1-1）
- ② 日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等（様式1-2）

(2) 施設所有者は農業振興課に（様式2）及び（様式3-1）にて提出。その際、掲示した（様式1-1）又は（様式1-2）、施設全体の写真及び説明文の掲示がわかる写真を添付。

(3) 提出を受けた農業振興課は、内容を確認後、台帳（様式4）に登載し、所管する市町村や市町村農業委員会、各地域県政総合センター地域農政推進課（以下、「各地域農政推進課」という。）及び建築部局（所管する土木事務所）に共有する。

3 施設の保守管理

農水産部取扱いの記載に該当するビニールハウスについては、施設保有者は、三基準に基づき施設の保守管理を行うよう努めるものとする。また、関係職員は、保守管理の重要性について周知徹底を図るものとする。

Ⅲ 農水産部取扱い別紙の運用方法について

1 該当する規定及び農業者等の確認

農水産部取扱いに該当しないガラスハウス等の農業用園芸施設の取扱いについては、施設所有者等が農業者等である旨を（様式5）又は（様式6）により、農業振興課へ提出する。（様式5）の提出があった場合は、農業振興課から市町村や市町村農業委員会へ照会し、確認する。

農水産部取扱い別紙の適用条件に疑義があるか否か確認し、次のとおり手続きを行い、施設の保守管理を行うよう努める。

2 適用条件に疑義がない場合の手続き

- (1) 施設所有者等は、三基準に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示。
 - ① 日本施設園芸協会が定めた三基準に基づき設置したものは、設置業者により三基準に基づき設置したことに係る説明文（様式1-1）
 - ② 日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等（様式1-2）
- (2) 施設所有者等は農業振興課に（様式2）及び（様式3-2）を提出。その際、（様式1-1）又は（様式1-2）、施設全体の写真及び説明文の掲示がわかる写真を添付。
- (3) 報告を受けた農業振興課は、内容を確認後、台帳（様式4）に登載し、所管する市町村や市町村農業委員会、地域農政推進課及び建築部局（所管する土木事務所）に共有する。

3 適用条件に疑義がある場合の手続き

- (1) 施設所有者等が農業振興課に（様式3-2）を提出し、農業振興課が適用条件に疑義があると判断した場合、（様式7）により、施設所有者等に改善指導を行う。
- (2) 農業振興課は台帳（様式4）に登載し、所管する地域農政推進課及び建築部局（所管する土木事務所）に共有する。
- (3) 改善指導を受けた施設所有者等は、農業振興課に（様式8）にて改善計画を提出。
- (4) 農業振興課は内容を確認後、台帳（様式4）を更新し、所管する地域農政推進課及び建築部局（所管する土木事務所）に共有する。
- (5) 該当する施設の改善を行った施設所有者等は、三基準に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示。
 - ① 日本施設園芸協会が定めた三基準に基づき設置したものは、設置業者により三基準に基づき設置したことに係る説明文（様式1-1）
 - ② 日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等（様式1-2）
- (6) 施設の改善を行った施設所有者等は農業振興課に（様式2）及び（様式3-2）にて提出。その際、（様式1-1）又は（様式1-2）、施設全体の写真及び説明文の掲示がわかる写真を添付する。

- (7) 農業振興課は内容を確認後、台帳（様式4）を更新し、所管する市町村や市町村農業委員会、地域農政推進課及び建築部局（所管する土木事務所）に共有する。

4 施設の保守管理

農水産部取扱い別紙の記載に該当する農業用園芸施設については、施設保有者等は、三基準に基づき施設の保守管理を行うよう務める。また、関係職員は、保守管理の重要性について周知徹底を図るものとする。

IV 参考

1 三基準の遵守

一般社団法人日本施設園芸協会（以下、「協会」という。）により、次の基準が定められている。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 園芸用施設設計施工標準仕様書 | } 三基準 |
| (2) 園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針 | |
| (3) 地中押し込み式パイプハウス安全構造指針 | |

農水産部取扱いに基づく取扱いをするためには、協会が定めた三基準に基づいて設置した場合は、設置業者により三基準に基づいて設置した旨の説明文を掲示しなければならない。その旨の説明文の例は、（様式1-1）とする。

2 協会による診断

協会は、施設園芸用温室・ハウスについて、「園芸用施設設計施工標準仕様書」に基づいて施設の安全性について診断と指導を実施している。

診断には、日数及び指導経費が必要となる。詳細については、協会に問い合わせる。

農水産部取扱いに基づく取扱いをするためには、協会による診断を受けた施設については、診断を受けた旨の説明文を掲示しなければならない。その説明文の例は、（様式1-2）とする。

<参考>

令和6年10月（社）日本施設園芸協会担当職員（当時）に聞き取り

- 平均価格：40～50万円＋旅費
- 平均必要期間：4～5ヶ月
- 申請後の診断作業の流れ

委員日程調整→函面等による事前検討会・調査委員決定→
現地確認→証の発行送付

《問い合わせ先》

一般社団法人日本施設園芸協会

〒103-0004

東京都中央区東日本橋3丁目6番17号山一ビル4階

TEL:03-3667-1631 FAX:03-3667-1632